

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件
平成27年(ワ)第25495号 損害賠償請求反訴事件
本訴原告(反訴被告)阿部宣男
本訴被告(反訴原告)松崎参

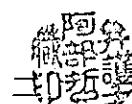
準備書面(22)

2018(平成30)年2月5日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

本訴被告(反訴原告)訴訟代理人

弁護士 阿部 哲



弁護士 平松真二郎



弁護士 湯山花



本書面添付の別表は、原告準備書面(20)添付の「ホタルの累代飼育について」及び「不正」に類する事実指摘による名誉棄損に関する主張整理表に対し、被告の主張を加筆したものである。

別紙 原告に対する名誉毀損部分一覧表

累代飼育に類する事実指摘

番号	記事内の記述 投稿日時・本文	A 摘示された事実 B 同事実が原告会社の社会的評価を低下させた理由	被告の反論	被告反論に対する原告の再反論
(1)	2014/5/16 「西川さん、一言でいえば『ホタル飼育はウソだった』ということです。その証拠固めをしているのが現状です。」	<p>A 原告が主張する「板橋区ホタル生態環境館において、2014年まで25代にわたってホタルの累代飼育を行ってきた」ことが「ウソであった」であること</p> <p>B 板橋区ホタル生態環境館における原告によるホタルの累代飼育が偽装であったという評価を与え、長年公務員として板橋区に勤務し、誠実に職務を遂行してきた原告の社会的な信用を失墜させ、もって、原告の社会的評価を低下させた。</p>	<p>(表現行為(1)~(12)共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 区議会議員としての政治活動そのものであり、違法性がない。 各表現行為は、原告の社会的評価させるものではない。 <ul style="list-style-type: none"> a. ホタル累代飼育の実態がない。 b. 被告の発言以前に社会的評価はすでに低下していた c. ホタル累代飼育が実態を欠くなら、特許自体実態を欠くので低下する社会的地位がない。 <p>(目的の公共性)</p> <p>本件では、被告は、板橋区議会議員であり、区政や税金の使途等について調査し問題があれば追及するべき立場である。ホタル館の運営と維持に年間で約3700万円、25年間では総額10億円を超える税金を費やしてきたことから「税金のつかいみちとして他に優先すべきことがあるのではないか」など、批判的意見も少なくなかったところ、原告が主唱するホタルの累代飼育の実態がなかったこと、そのほかホタル飼育事業に関連して原告が不正行為を行っていたことから、ホタル飼育事業が板橋区の事業であることから、区議会議員がその実態、疑問について、区議会その他で解明を求めたものであり、被告によるTwitter及びFacebookにおける発言は、ホタル飼育事業を巡る疑惑を解明することを目的とした発言であり、その目的は公益を図ることにある。</p> <p>(公共の利害に関わる事実であること)</p> <p>原告は元板橋区職員であり、公務員であった。そして、原告が行ってきたホタル飼育事業は、原告が板橋区職員として板橋区の事業として行ったものであり、年間で約3700万円の公費を必要とする事業であって、区政が正当に行われているかという社会の正当な関心事である。</p> <p>また、ホタル館におけるホタルの累代飼育が虚偽であるとの指摘は、漫然と区の事業として行われ税金を利用していたことを批判するものであって、公共的事項に関する事実である。</p> <p>(事実に基づく合理的な論評であること)</p> <p>被告は、2014(平成26)年1月27日に行われた板橋区資源環境部環境課による調査の結果、ホタル館において発見されたホタルの幼虫は2匹だけであり、未発見のホタルを推計しても23匹にとどまっており、2014年まで25代にわたって毎年2万匹を継続して累代飼育を続けているという報告自体が事実に反するものであったことを踏まえて、累代飼育が続けられてきたことを裏付ける資料、記録は原告の主張以外にないことから、累代飼育が科学的検証に耐えられないものと評価し、被告は、「ホタル飼育はウソだった」、「2万匹を成虫にするような飼育実態はなかったことを</p>	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> 累代飼育や特許に実態があることは、原告の諸論文・長年の記録から明らか。 板橋区の生育数調査においても、ホタルの累代飼育の実態がなかったという結論にはなっておらず、その原因も不明。被告の発言以前に「累代飼育が科学的検証に耐えうるものではない」との発言があったか確認できず当該主張の根拠不明、社会的評価の低下があったという事実は認められない。 仮に、被告の発言以前に社会的評価が低下していたとしても、さらに情報が幅広く掲載され拡散される結果、社会的評価がより一層低下することはある。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 一連の被告の発言をみれば、政治活動上の発言と捉えることはできず、原告に対する人格攻撃である。 被告の言論は、目的が専ら公益を図るものではなく、前提事実の主要な点が真実であることを証明ができるおらず、批評等が論評としての域を逸脱しており、また、論評の必要性もなく、違法である。 <p>③について</p> <p>(公益目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一連の被告の発言をみれば、被告は、「ウソ」「偽装」「虚偽」「(区民を)だました」「バカげた」「インチキ」「詐欺」「いかがわしい」「たわ言」「でっちあげ」「犯罪的」、「ウソを振りまく」「証拠をねつ造」「虚言」などと述べており、論理的反駁というよりも、原告に対し誹謗中傷・敵意を一方的に表出させているから、専ら公益目的を図るためとはみられない。 <p>(真実性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 板橋区は、「ホタルが飼育されていたという事実は争わない」として、ホタル飼育の実態を認めていた(甲33,34)。 被告が依拠する乙2号証は著しく信用性が低い(詳細な主張は原告準備書面(8)参照)。 <p>(真実相当性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告の発言は、板橋区と原告との間で意見が対立する事柄につき、一方当事者のみの意見や資料に偏って発言しており、被告の個人調査も不十分かつ不適切である。板橋区による2014年1月27日の調査に対し、調査方法や調査結果について複数の大学教授からの批判的意見を含め多くの疑問が呈されていたこと、板橋区は累代飼育を否定していないこと、「持ち込み証言」は一貫して調査中であり何ら事実関係が確認されていなかったこと、生物の近親交配は避けられるべきとの一般論をホタルにあてはめることにつき根拠がないこと等(原告準備書面(18)参照)から、ホタル飼育がおこなわれていなかったとの事実を真実と信じるにつき相当の理由はない。

		<p>示唆しています」など(1)から(12)の表現行為を行い、議会質問において「25年間の累代飼育が本当にあったのか」を問うたものであり、事実関係を踏まえた号令的な推論に基づく論評である。</p> <p>(適示した事実の真実性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 板橋区は、平成25年度からホタル館のあり方の検討を進め、その中で①施設の規模・実態を考慮すると約20,000匹のホタルが生息しているとの報告が不自然であること、②ホタル館の整理日誌の記載と実際が異なっている点がみられるなどの疑義が生じ、③夜間特別公開前にホタルの成虫を持ち込んでいたとの関係者の発言も得られるなどしたことから事実の確認に努め、ホタル館のホタルは福島県の大熊町で採集した卵から成虫となったホタルのみを25代にわたり交配させ、外部からのホタルと交配するがない状態で繁殖が続けられてきたと25代にわたる累代飼育を続けていたという原告の主張について、原告の「当該説明を裏付ける証拠は存在していない」、「少なくとも平成26年にホタル生態環境館に存在していたホタルについては、……そのような累代飼育が実施されていたと評価することは困難である」との結論が出されており、ホタル飼育事業を行っていた板橋区が25代にわたる累代飼育を否定している（乙2号証） <p>(真実と信じたことが相当であること)</p> <ul style="list-style-type: none"> 板橋区資源環境部環境課による調査の結果、原告による報告と飼育実態に乖離があることが明らかにされ、さらに区議会区民環境委員会において、環境部資源課長が「他所からホタルを持ちこんだとの証言がある」と答弁しており、ホタル飼育事業を行ってきた板橋区自身が、ホタル館における25代にわたる累代飼育が行われていなかったことを確認している。 <p>被告は、上記の板橋区の調査結果のほか、自ら議会内で質問をし、原告の著書に目を通すなどして個人的にも調査をし、原告の報告に矛盾があることについて裏付を得たえうえで表現行為(1)から(12)に及んだものであり、被告の掲示した事実が真実であると信じるにつき相当の理由があったというべきである。</p>		
(2)	<p>2014/6/11 『Q 「持ち込み」について、「むし企画」ルート、「神社」ルートを含め、調査をすすめていただきたいのですが、いかがですか？ 懲戒免職された元職員は、これまで多くのウソを言ってきました。 クロマルハナバチのフ</p>	<p>A ホタル館へのホタルの落ち込みが疑われること及び原告がたくさんのウソを言ってきたこと、その一例として、原告が「クロマルハナバチのフェロモンには抗菌作用があり、ホタルと共に共生関係がある」というが、かかる主張に学術的根拠がないこと</p> <p>B 原告の知見を根拠なく否定するだけではなく、原告</p>	<p>(1)と同じ</p> <p>(事実に基づく合理的な論評であること)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告は土壤抗菌作用の根拠はバクテリアとも主張しており、クロマルハナバチとホタルの共生関係の存在は、確認されておらず、また、ホタルのクロマルハナバチの生態に関する原告の主張は、学者や研究者が賛同している定説ではなく、原告自身学術的に検討を加えるに値する論拠が示されていないことについて「学術的根拠がない」との評価を示したものであり、事実に基づく合理的な論評である。 	<p>原告準備書面（20）第1の1・2～4頁に詳述</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件で、原告の知見は、既述（原告準備書面（7）4～8頁）のとおり、ホタル館における長年の取り組み、実績に裏打ちされたものである。したがって、仮に、かかる実績に裏打ちされた知見が誤りであると主張するのであれば、単に「学術的な証明」がないことを指摘するのではなく、かかる知見が誤りであることについて「学術的に証明」されていることを主張するべきであるところ、被告から、原告の当該知見を「学術的な証明」をもって明確に否定する根拠は何ら示されていない。 また、被告の表現については、単に、原告の知見を否定するに足りる根拠がないだけにとどまらず、原告に対して「たくさんのウソを言って」きたとし、嘘つきと決めつけており、かかる表現は、知見の科学的な確からしさの問題とするのではなく、単に原告の人格を攻撃するもので、社会的評価を低下させるものであり、「公正な論評」や「真実性または真実相当性がある」として正当化されるべくもなく、名誉毀損が成立することは明らかである。

	エロモンに抗菌作用があり、ホタルと共生関係があるとの話には、何の学術的根拠もありません。』	が「たくさんのウソを言つてきた」として原告の人格を貶め、もって、社会的評価を低下させたものである。		
(3)	2014/6/7 「こなみひでお」という人物が投稿した「阿部宣男氏の博士論文を下敷きにした著書はヤフオクで100円ぐらいで買って読んでみたけど、あまりのひどさに、こんな人と自分が同じ理学博士なのかとがっくり来たもんだ。」という文章に対し、リツイートする形で、「指導教授はホタルのせせらぎづくりをする会社を設立し、阿部氏がその会社に利益供与していました」と発言。 さらに、上記の被告のリツイートに対し、「こなみひでお」という人物が「なるほど、稻垣輝美氏ですね。よくわかりました。」というさらなるリツイートについて、特にコメントは付さずにリツイートし、被告自身の発言も含めて上記の一連の発言を発信。	A 原告が、指導教授稻垣輝美氏の設立したホタル累代飼育の特許に基づくせせらぎを製作する会社に「利益供与していた」こと B 原告が長年実現してきたホタル累代飼育を否定し、あたかも原告が指導教授の会社に金品の供与をし、金儲けのために累代飼育を行っていたことを印象付け、社会的評価を低下させたものである	(1)に同じ (事実に基づく合理的な論評であること) ・ 小山町のホタル水路整備業務委託をはじめとして、原告が主張する板橋区職員として「生態水槽又は水路製作に携わった場所は130カ所以上にも上る」ホタル再生事業について、事業者に稻垣輝美氏が設立した(有)ルシオラを紹介し、事業者と同社の間で随意契約が締結されており、区職員が一営利事業者に契約締結の機会を供与していること「利益供与」と論評したものであり、事実に基づく合理的な論評である。	原告準備書面（20）第1の2・4～8頁に詳述 (1)に加えて、 (真実性) ・ 原告は、板橋区の特許権を使用してせせらぎを制作する希望を持つ者に対し、濾材等の材料や人員を提供できる有限会社ルシオラ（稻垣照美氏が2003年～2009年まで代表取締役）を紹介したに過ぎず、かかる紹介行為は利益供与にはあたらない。 (真実相当性) ・ 原告及び代理人弁護士は2014年3月28日になされた懲戒処分に対し、同年4月3日、懲戒処分の不当性を訴える記者会見を開き、資料を提供して説明し訴訟を提起することを明らかにした、同年6月5日には懲戒処分取消訴訟が提起された、このように、被告は、批判的情報に接していたのであり、一方当事者である板橋区からの情報のみを鵜呑みにすべきではなかった。
(4)	2014/7/19 『私は、最初からホタル館のせせらぎにおいてホタルを人工飼育していなかったとの事実及びホタル館で2万匹のホタルの成虫を飼育する実態がなかったこと 『責任は2万匹と虚偽の報告をしてきた飼育	A 原告がホタル館のせせらぎにおいてホタルを人工飼育していなかったとの事実及びホタル館で2万匹のホタルの成虫を飼育する実態がなかったこと B 板橋区ホタル生態環境館における原告によるホタルの累代飼育が偽装であったという評価を与え、長年公務員として板橋区に勤務し、誠実に職務を遂行してきた原告の社会的な信用を失墜させ、もって、原告の	(1)に同じ	(1)に加えて (真実相当性) ・ 原告が板橋区を提訴したこと、区長が累代飼育は継続されていると答弁したこと、ホタル館で110匹以上のホタルの飛翔が確認されたこと、調査では一匹も確認されていなかったヘイケボタルが羽化しており、推定数からかけ離れたホタルが確認され調査の信用性が著しく阻害されたこと、原告が多数のスライドを見せて被告に直接示して、調査時のホタル幼虫は非常に小さく調査で発見されたものとは異なること等を説明したことなどから、より一層、ホタル飼育がなされていないという事実を信用することが相当ではなかったこと（原告準備書面（18）参照）

	担当者の阿部宣男氏に あります。」	社会的評価を低下させた。		
(5)	<p>2014/8/19 「私は、このホタル館を閉じる、閉じないっていう話をして、あるいはどこそこに引き継げるとか何とか、技術、特許の話も出ましたけど、全部が全部、検証しなきゃいけない対象だと思います。25年間の累代飼育が本当にあったのかどうかっていうところからして、阿部宣男さん元職員しかこのことを言っていないくて、我々はその人が言っていることが本当だと思って、25年間来ちゃったっていうのが事実ですよ。（「だまされたんだ」と言う人あり）</p> <p>「だまされたんです、本当。そういった、だまされたまま、そのだまされたってことを区民にも言わないまま、だまされたってことを隠して、ホタル館はよかったです、皆さんに喜んでいただいたね、思い出も残しましたねっていうことをやるっていうのは、とんでもない不届きだと思うんですよ。二重、三重に区民をだます結果になる。」</p>	<p>A ホタル館において、2014年まで25年間にわたるホタルの累代飼育がなされていなかつたこと及び</p> <p>B 板橋区ホタル生態環境館における原告によるホタルの累代飼育が偽装であったという評価を与え、長年公務員として板橋区に勤務し、誠実に職務を遂行してきた原告の社会的な信用を失墜させ、もって、原告の社会的評価を低下させた。</p>	(1)に同じ	(1)(4)に同じ
(6)	<p>2015/1/13 25年間にわたるウソに決着をつけず、あいまいにしたままの方が選挙に有利だというなら、それはたいへん歪んだ政治姿勢だといわなければいけない。</p>	(1)に同じ	(1)に同じ	(1)(4)に同じ
(7)	2015/1/20 25年間の飼育実態が	(1)に同じ	(1)に同じ	(1)(4)に同じ

	何も確認できない。裁判なら疑わしきは罰せずかも知れないが、行政では疑わしきに公金を支出せずが当然。		
(8)	2015/1/25 これまで板橋区ホタル生態環境館でおこった事件や成果・業績は、すべて元飼育担当職員による報告や証言によるもので、客観的な事実の裏付け（証拠）があるものは何もありません。	(1)に同じ	(1)に同じ
(9)	2015/1/26 うそつきな人でも、その人権は守らなきゃいけない。でも、うそつきな人の社会的信用まで守らなきゃいけないか、というとそうでもない。	(1)に同じ	(1)に同じ
(10)	2015/1/26 区の調査で飼育がウソだったことがわかった板橋区ホタル生態環境館。たくさんの政治家・議員もだまされました。 http://www1.dpj.or.jp/news/ ?	(1)に同じ	(1)に同じ
(11)	A ホタル館において、2014年まで福島県大熊町で採取したホタルの卵から25年間にわたるホタルの累代飼育が続いているかったこと及びホタル館に外部からホタルが持ち込まれていたこと B 板橋区ホタル生態環境館における原告によるホタルの累代飼育が偽装であったという評価を与え、長年公務員として板橋区に勤務し、誠実に職務を遂行してきた原告の社会的な信用を失墜させ、もって、原告の社会的評価を低下させた。	(1)に同じ	(1)(4)記載の事実に加えて (真実相当性) ・乖離報告書(乙2)発表後の表現であるが、乖離報告書自体に信用性がないこと(原告準備書面(8)、(18)) ・反対当事者である原告がその信用性をあらそっていたことを被告も認識し得たはずであること(原告準備書面(18)、甲187~189) ・乖離報告書も25年の全期間の累代飼育は否定していないところ、被告の、「25年の全期間について持込み飼育が行われていた」との表現部分については、何ら裏付けとなる根拠が存在しないこと ・例年夜間特別公開が行われてきたことは争いがないところ、毎年2万匹のホタルを持ち込めば、1匹数百円程度としても、5~600万円程度の費用が掛かることになるが、常識的にいっても、原告が個人としてかかる経済的負担を25年に亘って継続していたとは考え難いこと

	そのホタル館で大きなウソ、大きな不正が明らかになりました。実際には飼育せずに、区民には、よそから持ちこんだ別のホタルを見せていましたというのです。			
(12)	2015/2/21 板橋区ホタル生態環境館での25年間にわたる飼育偽装事件を考えるとき、飼育担当職員の非科学的な妄想にもとづく「実験」「研究」もあわせて考えないと事件全体を把握することはできません。	(11)に同じ	(1)に同じ	(11)に同じ

別紙 原告に対する名誉毀損部分一覧表

不正に類する事実指摘

番号	記事内の記述 投稿日時・本文	A 摘示された事実 B 同事実が原告の社会的評価を低下させた理由	被告の反論	被告反論に対する原告の再反論
①	2014/4/4 板橋区を懲戒免職されたホタル博士・阿部宣男さんが、「処分は不当」と訴えた記者会見でマスコミに配布した資料を見て驚きました。これでは、「無実の証拠」どころか「犯罪の証拠」です。能登町の公社との契約に「板橋区ホタル生態環境館館長」として捺印していますが、「館長」は単なる通称にすぎず、板橋区にはホタル館「館長」というポストは存在しません。また阿部さんには板橋区を代表して他団体と契約できる権限はありません。館長でもないのに「館長」と偽って契約したのはまるで、詐欺です(甲 1-104)。	A i (原告が) 能登町の公社との契約に「板橋区ホタル生態環境館館長」として捺印していること ii 「板橋区にはホタル館「館長」というポストは存在しないこと iii 原告には板橋区を代表して他団体と契約を締結できる権限はないこと B 原告が、あたかも詐欺や公文書偽造などの行為を行ったかのように指摘し、原告が犯罪行為を行った反社会的人物であるかのような評価を加えるもので、原告の社会的評価を低下させるものである。	(各表現行為①～④共通) ・ 区議会議員としての政治活動そのものであり、違法性がない。 ・ 各表現行為は、原告の社会的評価させるものではない。 ・ 「真実性のある表明事実を主要基礎とし、その経緯事実や周辺事実から推論した表明事実について、真実であること、真実であると信ずることについて相当な理由があることの完全な照明がなくても、疑念、疑惑として合理的な根拠があり、国民、政党、議会等あるいは司直の手によって今後更なる真実究明をする必要があることを社会的に訴えるために、これを意見ないし論評として表明することは民主的政治の維持のために許容されるべき」であり、被告による各表現行為は、事実関係を踏まえた合理的な推論に基づいた論評である (目的の公益性) ・ 被告は、板橋区議会議員であり、区政や税金の使途等について調査し問題があれば追及するべき立場である。原告が懲戒免職されたこと及び懲戒免職された経緯、理由について調査するとともに、これを公表することは、区議としての当然の職務である。被告は、ホタル飼育事業を巡る疑惑を解明することを目的とし、その調査から、原告が不正行為の末懲戒処分されるに至ったことを知り、発言したのであって、その目的は公益を図ることにあった。 (公共の利害に関する事実であること) ・ 原告は元板橋区職員であり、公務員であった。そして、原告が行ってきたホタル飼育事業は、原告が板橋区職員として板橋区の事業として行ったものであり、年間で約3700万円の公費を必要とする事業であって、区政が正当に行われているかという社会の正当な関心事である。 (事実に基づく合理的な論評であること) ・ 契約権限がない原告が契約当事者であるようにふるまうことは契約当事者を誤信させる行為であるから「まるで詐欺」との論評は、事実を踏まえた合理的な論評である。 (摘示事実の真実性) 適示事実 i について ・ 2011(平成23)年4月1日付けで、イノリー企画代表駒野いづみを甲、財団法人能登町ふれあい公社理事長村木一茂を乙、「板橋区ホタル生態環境館館	(各表現行為①～④共通) ・ 摘示された事実は真実ではない。板橋区の懲戒処分当時の調査が事実に基づかないものであったことは、既に明らかとなっている(原告準備書面(19)参照)。 ・ 政治活動上の発言ととらえることはできない。 ・ 万が一、被告の発言以前に原告に対する社会的評価が低下していたとしても、それ故に、その後の社会的評価を低下させる表現行為が名誉毀損行為にならないなどという主張は経験則及び裁判例に反する。対象者の社会的評価が低下している場合であっても、さらに情報が幅広く掲載され、拡散されることによって、同人の社会的評価がより一層低下することは十分にあり得る。 ・ 被告が引用する東京高裁判決は、県議会議員の不正行為を対象としたもので、単なる自治体的一般職員を対象としたものではない。 ・ 被告の表現は、「ウソ」「偽装」「虚偽」「(区民を) だました」「バカげた」「インチキ」「詐欺」「いかがわしい」「たわ言」「でっちあげ」「犯罪的」、「ウソを振りまく」「証拠をねつ造」「虚言」などと、ほとんど人格的な攻撃に及ぶものであって、表現自体相当でない。特に、原告に対して「犯罪」とか「詐欺」と論ずることは、人身攻撃そのものである。被告は、各表現行為について、政治的論評として許容されると主張するが、論評としての域を明らかに逸脱している。 ・ 板橋区の区議会議員という立場にある者が、一区民である個人について「犯罪者」ないし「犯罪者」である疑いがあるなどという、社会的信用を著しく陥れるような事実を公然と摘示するにあたっては、まず、当該個人の言い分に丁寧に身を傾けるべきで、かかる事実の確認を怠り、原告が別訴で係争中の対立当事者の板橋区の主張を盲目的に取り上げるような表現行為は公正な論評とは言えない。 ・ 被告の「ウソ」「偽装」「虚偽」「(区民を) だました」「バカげた」「インチキ」「詐欺」「いかがわしい」「たわ言」「でっちあげ」「犯罪的」「ウソを振りまく」「証拠をねつ造」「虚言」であるとの表現が相当でなく、原告を誹謗中傷し、原告に対する敵意を一方的に表出させているもので、本件事実の摘示及び論評は、専ら公益を図るためになされたものであるとは言えない。 ・ 真実相当性に関して、原告準備書面(21)第1の2～4頁に詳述する通り、真っ向から対立している原告と板橋区との主張の内、被告が依拠する資料は専ら一方の板橋区側の立場から作成された資料であり、また、被告は、双方の主張の理解も不十分なまま、原告その他の関係者に事実関係を十分に確認することなく、勝手な憶測に満ちた表現行為を繰り返している。 しかも、被告は、原告が「詐欺」や「偽造」などの「犯罪」を行っていると思わせる重大な指摘をするものであるから、慎重な調査をして初めて許されるべきで、未だ疑問にとどまる事項について、十分な調査を尽くさず根拠が不十分なまま、それが真実であるかのように理解できるような表現行為を行ったものである。 したがって、被告人が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。

		<p>長阿部宣男」を丙とする売買契約書及び秘密保守契約が締結されており、契約書には原告の個人印が押印されている（乙9号証）。</p> <p>適示事実 iiについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 板橋区ホタル生態環境館には「館長」というポストは存在せず、ホタル生態環境館の職員は、板橋区資源環境部エコポリスセンター啓発係に所属する職員であり、エコポリスセンター啓発係長の下で活動することとされていた。 <p>適示事実 iiiについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 板橋区においては「東京都板橋区契約事務規則」に従って、所管する事務・事業の執行に関する契約について、所定の意思決定及び事務手続きを経て行われなければならないところ、契約の締結に関して同規則第6章で定められている通り、板橋区を代表して契約締結権限を有しているのは区長であり（第39条参照）、板橋区ホタル生態環境館の一職員である原告に板橋区を契約当事者とする契約を締結する権限を有していないかった。 <p>（真実と信じたことの相当性）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告の表現行為は、原告が懲戒免職処分について記者会見を開いた際に配布された資料に基づいて行われたものであり、さらに被告自ら板橋区環境部に照会した回答、さらに区外のホタルの再生事業の当事者からの聞き取り調査の結果を踏まえて、原告による権限外行為及び法令違反行為があったことを適示したものであり、被告には、掲示した事実が真実であると信じるにつき相当な理由がある。 	<p>町を騙したなどという被告の掲示事実が実態とはかけ離れたもので、真実性を満たさない。</p> <ul style="list-style-type: none"> そもそも、原告が能登町を騙したなどという主張は、板橋区においてさえしていない。 被告はクロマルハナバチの販売計画が原告の独断で行われた不正であったと指摘し、その根拠として坂本区長の答弁を根拠として引用するが、当該答弁は、事実に反しているばかりか、被告の引用した箇所は、いずれも能登町によるクロマルハナバチの飼育販売事業に関する答弁ではないのであって、被告の引用は誤りであり、全く根拠とならない（原告準備書面（11）第2の2・9～11頁、原告準備書面（15）第1の2・6～8頁参照）。 被告は、「能登町と板橋区との間で収益事業に関わる協力関係が存在すれば、必ず板橋区議会に報告される」と指摘するが、当を得ておらず、正確性も書いている（原告準備書面（11）第2の2・9～11頁）。 被告は、能登町に対して「板橋区が一方的に秘密裏に協力していれば」と主張するが、板橋区の協力は「秘密裡」のものではなく、原告も「秘密裡に」協力していたと主張するものではないし、また、被告は、「能登町の予算で執行されるべき」事業「に板橋区が関与することは、区の行政目的から逸脱するものであり、公金支出の多少にかかわらず、主権者である区民に説明されるべき事柄」と主張するが、板橋区は何らの予算計上もしていないのであり、「公金支出の多少にかかわらず」として公金支出があったことを前提としている被告の認識は事実に反している。 能登町と板橋区とのエコポリス協定締結協議の経緯（甲72～75）から、板橋区が能登町の事業に協力している認識があったことは明らかである（その他、原告準備書面（11）第2の2の(2)・11、12頁、原告準備書面（7）第2の2・8～22頁、甲143・16～26頁）。 <p>（相当性について）</p> <p>原告準備書面（21）第2の1の5～8頁で詳述するとおり、被告が掲示した事実を真実であると誤信したことについて、到底、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。</p>
②	2014/4/19 区民をだまし、特定業者に便宜供与し、不正を行った公務員は弱者ではありません（甲1-89）	<p>A 原告が「区民をだまし、特定業者に便宜供与し」たこと及び原告が「不正を行った」こと</p> <p>（掲示事実の真実性について）</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告は、原告が知悉する人物（駒野いづみ）氏が代表者を務める特定の団体であるイノリー企画を、ハチの飼育販売実績がないにもかかわらず、武蔵野種苗園に代わるクロマルハナバチの供給事業者として能登町に紹介し、ホタル生態環境館長名でイノリー企画との間で日付をさかのぼらせた虚偽の業務提携契約書を作出して、イノリー企画にハチ飼育供給事業を行わせているものであって、イノリー企画という特定の業者に能登町との間でのハチの売買契約締結の機会を付与し、さらにイノリー企画の実績を偽ることにも助力しているなど便宜を供与している <p>（真実と信じたことの相当性）</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014（平成26）年4月3日の原告に対する板橋区の懲戒免職処分に際して、公表された処分理由中に①特定の営利企業への便宜供与、②当該企業の経営に深く関与及び自らも営利事業に携わったこと、③区に歳入されるべき特許実施料金について損失を招いたこと、④上司の <p>B 原告が不正行為を行う公務員であるという印象を与え、もって原告会社の社会的評価を低下させるものである。</p>	<p>（掲示事実の真実性）</p> <p>掲示事実はいずれも事実に反する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 板橋区の懲戒処分当時の調査・報告が事実に基づかないものであったことは、上記のとおり、別件訴訟において、裁判所が原告の全面的な勝訴的和解の和解勧告を行い、板橋区もこれを受け入れたことから、既に明らかとなっている（原告準備書面（19））。 <p>（能登町のクロマルハナバチの飼育販売事業関連）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告は、能登町への「ハチの飼育販売は実際には原告とその協力者によって行われてきた」と主張するが、能登町に供給するハチは、能登町で採取されたハチを繁殖したもので、これを飼育していたのは、武蔵野種苗園とその後任であるイノリー企画であり、一方、ホタル館で飼育されていたハチは、長野県小諸市で採取されたハチで、そもそも種が異なり、原告は能登町を含めいなかる第三者にも販売していないのであり、板橋区も、原告が、ホタル館で飼育していたハチを第三者に販売していたと主張していない。 駒野氏は、長年ホタル館でボランティアとして活動してきた者で、武蔵野種苗園の事業撤退を受けて、能登町の事業が頓挫しないように、能登町の事業及びこれに協力する板橋区のために、イノリー企画として後任を引き受けたのであり、イノリー企画の住所としてホタル館を記載したのは、提出の際も、ボランティアとして主にホタル館で活動していたという事情からであり、実際に、ホタル館を事業の拠点としたことはなく、また、イノリー企画が板橋区の信用を利用していたという事実はないのであって、原告が、これを「容認」して便宜を図ったという指摘は当たらない（甲147、148、150、151）。逆に、板橋区は、武蔵野種苗園及びこれを引き継いだイノリー企画から、無償で、ハチの飼育を通してできた用土をもらい受けホタル館に利用することで、多額の経費削減という利益を享受してきたことは、板橋区の職員も認めおり（甲144・5頁）、板橋区の公的な発表（甲

			<p>判断を仰がず契約を行うなどの極めて不適切な行為があつたこと、が含まれており、かかる懲戒処分の対象となる事実があつたことを前提に発言を行つたものであり、被告には、摘示した事実が真実であると信じるにつき相当の理由がある。</p>	<p>55・6頁)からも明らかで、イノリー企画は一貫して能登町及びこれに協力する板橋区のために活動し無償で尽くしてきたのである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 板橋区の協力の下で、能登町と武蔵野種苗園がクロマルハナバチの飼育販売事業に取り組んできたことは、「サンデー毎日」(甲 56 の 4) や能登町の広報誌(甲 64・5 頁)にも記載がある。 <p>(小山町関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告は、ルシオラの主任技術者として記されている点について、認識していないかった。 特許料に関しては、板橋区の方針として、平成 14 年前から付き合いのあった自治体、団体に対しては特专利料を請求しない扱いをしていたため、平成 14 年以前から交流があった小山町については特专利料を請求しないという扱いであった。 板橋区が、小山町と同様に特专利料を徴収していない自治体、団体でのホタル再生事業について区の事業として公認していることは、区議会における質疑・答弁内容(詳細下記)から明らかである。 <p>(相当性について)</p> <p>原告準備書面(21) 第 2 の 2 の 8,9 頁で詳述するとおり、被告が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。</p>
③	2014/5/15 板橋区ホタル生態環境館(旧・ホタル飼育施設)の元飼育職員(ホタル博士)がかわった他団体のホタル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの(甲 1-54)	A 「板橋区ホタル生態環境館の元飼育職員(ホタル博士)が関わった他団体のホタル再生事業など。(列挙されたホタル再生事業が) いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの」 B 原告が区の業務命令に基づかず、独断で仕事を遂行し、あたかも権限外の行為をしたかのように評価するもので、原告の公務員としての品性や信用性を貶めるものである。	<p>(事実に基づく合理的な論評であること)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地のホタル再生事業に板橋区が公共団体として関与しているものではないこと、原告が区の職員として他団体の事業に関与するための所定手続きを経ていない事実を踏まえた合理的な論評である。 <p>(摘示事実の真実性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> そもそも板橋区ホタル生態環境館では、「預かり飼育」を行って各地に戻して放流することを目的とする施設ではなく、原告が行っていた各地のホタル再生事業自体、ホタル生態環境館の目的外の事業で板橋区が認めていないものであった <p>(真実と信じたことの相当性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告は、列挙した 14 事例について、板橋区ホタル生態環境館を所管する板橋区生活環境部環境課長に対して、板橋区として各地のホタルを「預かり飼育」し各地に戻す事業に関与しているのか否かを確認したところ、「板橋区としては関与していない」との回答を得ております、板橋区としてホタル再生事業を公認していないことを確認した。 <p>(預かり飼育の主張)</p> <p>「ホタル再生事業」は「預かり飼育」(各地のホタルを板橋区ホタル生態環境館で預かり飼育したのち、現地に放流するイベント)を意味するもので、板橋区は「預かり飼育」を公認しておらず原告の独断でなされたものであり、摘示した事実は真実である。</p> <p>被告は、①いわき市でのホタル放流イベント、②鎌倉市の鶴岡八幡宮神社でのホタル放流、③渋谷区の小学校でのビオトープ計画の 3 か所について直接関係者に電話取材を行い、飼育の実態を調査した。</p> <p>平成 26 年 3 月 7 日に、板橋区長が被告の質問に対し、「ホタル生態環境館は、他自治体や団体のホタルの幼虫を預かり、その方たちに代わって飼育する施設ではございません」と答弁しているため、板橋区が預かり飼育を承認し</p>	<p>(表現行為が意味する内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「板橋区ホタル生態環境館(旧・ホタル飼育施設)の元飼育職員(ホタル博士)がかわった他団体のホタル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの」との記述は、一般読者の普通の読み方を基準とすれば、原告がかわったホタル再生事業は、その全てが板橋区の承認なく原告の独断でなされたものという印象を読者に対して与える。 <p>(摘示事実の真実性について)</p> <p>摘示事実はいずれも事実に反する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小山町における再生事業は、小山町長から板橋区長に宛てた公文書で原告の派遣依頼がなされており、原告は、小山町にかかる再生支援業務について口頭かつ文書で上司等に報告しており、小山町に対するホタル再生支援は、板橋区の承認の上でなされたものである(甲 116-1 乃至 5, 61-1)。小山町が平成 10 年にホタル館を訪問しており、平成 14 年 1 月以前から交流のある自治体であることも、板橋区は認識していたものであり(甲 115・11 頁)、平成 14 年 1 月以前から相談等を受けたことのある所からは特許使用料を取得しないことも、板橋区の承認に基づくものである。 被告は、再生事業全てが板橋区の公認なく原告の独断によるものと指摘するが、板橋区は 25 件について特許使用料を取得しております、これらについて板橋区の業務であることを述べている他、業務であることを当然の前提としている(平成 26 年(行ウ)第 356 号平成 26 年 10 月 6 日付被告準備書面(1)16 頁)。 ホタル再生事業は、有償・無償の支援含めてすべて板橋区の承認のもとに行われてきた、これは、板橋区の議会答弁の内容からも明らかである(甲 123,145,152,89)。 <p>(相当性について)</p> <p>原告準備書面(21) 第 2 の 3 の 9~11 頁で詳述するとおり、被告が適示した事実を真実であると誤信したことについて、到底、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。</p> <p>(公正な論評にも当たらない)</p> <ul style="list-style-type: none"> そもそも、被告は、事実に対して評価を加えたものではなく、ホタル再生事業が全て板橋区の公認に基づかず原告の独断で行われたという事実を述べているのであるから、論評に当たらない。 仮に、論評に当たるとしても、上記板橋区議会の質疑答弁内容や、その議会に被告自身が参加していたことなどからすると、被告の表現行為は、区議会における被告自身や他の区議・板橋区の発言と正面から矛盾する内容にもかかわらず、十分な調査を行わず、一方的に「原告による独断である」と確定的に決めつけているのであり、ホタル再生事業の実態がどのようなものであったか疑惑や疑惑を提示して、真実を探求するための調査を求める趣旨の政治活動とは到底言えず、被告のゆがんだ偏見に基づく原告に対する人身攻撃であって、およそ公正な論評に当たらない。 <p>(被告準備書面(16)における預かり飼育の主張について)</p>

		たことはないと信じるについて相当な理由がある。	<p>原告準備書面(15)の16~22頁に詳述するとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告の表現行為にかかる「ホタル再生事業」は、「被告の特許権を利用してほかの自治体等でホタル水路整備を行うこと」であり、板橋区議会においてもそのように認識されて、被告も被告準備書面(16)まで、平成26年12月10日付け答弁書以下各準備書面で、これを前提に主張してきた。 被告のかかる主張は従前とは異なる新たなものである。 被告が突如主張を変更したのは、従前の被告の主張が事実に反することを認識し、故意に主張を変遷させたものである。 被告による、原告が預かり飼育を主張したという事実は、一切証拠上示されず、根拠がない。 何が公の「利害」にあたるのか不明であり、公共の利害に関する発言とは認められない。 被告が表現行為の中で指摘する、和光大学に関する「2006年かわ道楽冊子」、多摩市立東寺方小学校に関する「市民提案型まちづくり自動補助金」、調布市深大寺に関する「調布経済新聞」、石川県金沢市寺町に関する「北國新聞」、福島県いわき市に関する「朝日新聞」、日本大学工学部に関する日本大学新聞のニュース、渋谷区立臨川小学校に関するリンクサイトの「学校だより6月号」には、いずれも、ホタル生態館で預かり飼育がおこなわれたとの事実は一切述べられておらず、自ら提示した客観的資料からも、被告の主張は裏付けられていない。 ホタル館では、預かり飼育は原則行っていない。 原告は、特許権実施料が払われた鶴岡八幡宮から、蛍の生態を一時預かり飼育して返却してほしいとの依頼を受け、上司に報告した、夜間公開に影響が生じない限り行って構わないとの回答を得たため対処したが、こうした扱いは例外的で、上司の了解を得てなされた。 被告による板橋区の認識の問い合わせにつき、誰に、いつ、どのようにして質問紙回答を受けたのかまるで明らかではなく、客観的資料も存在しない。 板橋区長の答弁は、一般的なホタル館の性質として、他の自治体等からホタルを預かって飼育する施設ではないというものであり、他の自治体等から個別の依頼を受けてごく例外的にそれを承認した事実があるか否かに関し、直接に回答したものではない。個別の依頼を受けてごく例外的に「預かり飼育」を公認していなかったと断定することはできない。 被告の調査はいつ、どのように、誰に何を確認したのか客観的資料を一切示していない。原告には何も確認もしていない。被告が主張するような回答があったことを認めることはできない。
④	2014/6/9 板橋区の下職員の阿部宣男さんが、懲戒免職処分を不服として区長を提訴しました。元職員の会見を報じた新聞には「訴状では『区の決定を受けずに業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した』とする区の処分理由について、この業者の設立は2010年夏で、阿部さんが業者と契約書を結んだと区が説明する09年7月にはこの業者は存在しない、などと主張した」(朝日新聞6月6日)と書かれています。しかし、09(平成21)年7月の契約書は、阿部さんが示したもので、阿部さんも3月の会見でマスコミに配布した資料です。「09年7月に業者は存在しない」というなら、阿部さんが能登町を欺き、契約書の日付を偽装したことにも疑われる」こと	<p>A 「原告が『09年7月にはこの業者は存在しない』と主張している」と報道されていることに対して、「09年7月の契約書は、阿部さんが示したもので、阿部さんも3月の会見でマスコミに配布した資料です。『09年7月に業者が存在しない』といふなら、阿部さんが能登町を欺き、契約書の日付を偽装したことにも疑われる」こと</p> <p>(摘要事実の真実性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014年4月に原告が行った記者会見の際に配布された、イノリー企画と板橋区ホタル生態環境館との間の業務提携契約書の日付けは2009年7月1日付けである。 <p>(真実と信じたことの相当性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 表現行為①と同じ <p>B 原告は、当該文書について能登町から依頼を受けてその日付の文書を作成したと説明しているのであり、能登町を欺くという事態は起これないし、「偽装」という問題も起これない。当該文書に関する事実</p>	<p>(真実性について)</p> <p>摘要事実はいずれも事実に反する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 板橋区の懲戒処分当時の調査・報告が事実に基づかないものであったことは、上記のとおり、別件訴訟において、裁判所が原告の全面的な勝訴的和解勧告を行い、板橋区もこれを受け入れたことから、既に明らかとなっている(原告準備書面(19))。 イノリー企画の駒野氏は、武蔵野種苗園の撤退によりクロマルハナバチの飼育販売事業が頓挫しかけている能登町を救うため、及び能登町に協力していた板橋区のために、能登町から請われて(甲63)、板橋区の了解のもとで、平成21年7月1日付「業務提携契約書」及び「売買契約書及び秘密保守契約書」を作成したもので、原告が独断で、能登町を騙したというのは、事実と異なる。 板橋区が、区として能登町のクロマルハナバチの飼育販売事業に協力してきた経緯や、板橋区の協力行為における原告の役割、平成21年7月1日付「業務提携契約書」及び能登町との「売買契約書及び秘密保守契約書」のいずれも能登町がその作成を要望したことを踏まえれば、原告が能登町を騙したことなどという被告の摘要事実が実態とはかけ離れたもので、全く真実性を満たさないものであることは明らかである。 そもそも、原告が能登町を騙したことなどという主張は、原告を懲戒処分とした板橋区においてさえしていない。 <p>(相当性について)</p> <p>原告準備書面(21)第2の5の11,12頁で詳述するとおり、被告が摘要事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。</p>

町を欺き、契約書の日付を偽装したことも疑われます。もともと、この業者には法人として実態がないので、設立日などは、どうにでも主張できます(甲1-35)	関係を十分に認識・把握することなく、一方的に「欺く」「偽装」等の表現を用いることによって原告の品性、信用を失墜させるものである。	
--	--	--